

議案第63号

逗子市放課後児童クラブ条例の一部改正について

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

逗子市放課後児童クラブ条例（平成23年逗子市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条中「授業終了時から午後7時まで」を「授業終了時から午後6時まで」に改め、「臨時に授業を行わない日にあつては、午前8時から午後7時まで」を「臨時に授業を行わない日にあつては、午前8時から午後6時まで」に改める。

第13条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 午後6時から午後7時まで延長保育を実施する。また、前年度に市長と指定管理者で協議の上必要と認められた場合は、更に延長保育を実施することができる。

第18条第2項中「月額12,000円以内」を「月額18,000円以内」に、「午後6時から午後7時までは、月額1,500円以内」を「延長保育は、30分当たり月額500円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

逗子市放課後児童クラブに係る利用者負担の適正化及び事業の充実を図るため、改正の要あるため提案する。